

幼保連携型認定こども園内代まつのはな保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人治栄会
所 在 地	大阪市都島区中野町 5-10-70
電 話 番 号	06-4253-8055
代表者氏名	理事長 大森 秀之

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 内代まつのはな保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市都島区都島北通 2-9-16
連 絡 先	電話番号06-6921-5515 FAX06-6921-5516
管 理 者	園長 島本 敦子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び 保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
認 可 定 員	0歳児 12人 1歳児 17人 2歳児 18人 3歳児 20人 4歳児 20人 5歳児 20人
利 用 定 員	＜1号認定こども＞ 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定こども 以外の児童 6人 ＜2号認定こども＞ 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とす る児童 54人 ＜3号認定こども＞ 満3歳未満で保育を必要とする児童 41人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日
事 業 所 番 号	2710051005728

3 施設の目的・運営方針

幼保連携型認定こども園 内代まつのはな保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、幼児教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場（環境）を提供し幼児教育・保育を一体的に行います。
- (2) 「当園」は、教育・保育に関する専門性を有する保育教諭が、家庭との連携の下に、園児との信頼関係を築き、園児の状況や発達過程を踏まえ、園児の健やかな成長を図りその心身の発達を助長します。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築し、地域の子育て家庭に対する支援等も行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		569.2 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 5 階建
	延べ面積	1021.51 m ²
園 庭		473.94 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	2 室	こじか組 0 歳児、りす組 1 歳児
保育室	5 室	うさぎ組 2 歳児、ぱんだ組 3 歳児、 きりん組 4 歳児、 ぞう組 5 歳児について 各 1 室、一時保育室 1 室
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	
多目的室	1 室	
図書室	1 室	

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月 30 日）内閣府・文部科学省・厚生労働省告示代 1 号）を踏まえ、下記の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 安田式体育あそび

安田式遊具を使った体育あそび、マットあそび、跳び箱など様々なジャンルにわたり体育あそび選任講師が指導を行います。技能的な訓練をするのではなく、楽しく簡単な動きを繰り返しながら運動量を確保し、難しい技に自分から挑戦できる意欲と自信を引き出します。

(3)ECC＜英語あそび＞

3～5歳児になると ECC 専任講師による英語教室が 1 ヶ月に 1 度で行われます。発達段階に応じたカリキュラムで自然と実際に使える英語力を身に付けられます。

(4)その他

- ・1号認定こどもについて一時預かりを行います。
- ・親子の集い，子育て相談，地域家庭に対する情報提供を行います。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

1月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主幹 保育教諭	園務の一部を整理し、園児の教育及び保育をつかさどる	2	2		
保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどる	17	10	7	
看護師	園児の体調チェックや健康管理、保健指導、感染予防考案	1	1		
栄養士	献立管理、栄養管理、アレルギー表作成及び管理、食育活動立案	1	1		
調理員・ 栄養士	給食材料等の購入、調理の実施、記録	2	2		一富士の 栄養士常駐
事務職員	事務に従事する			1	

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 100 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：50～17：20）
主幹教諭	正規の勤務時間帯（8：50～17：20）
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：15～19：30）
看護師	正規の勤務時間帯（8：50～17：20）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：50～17：20）

※ ロテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 < 2号認定・3号認定 >

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

< 1号認定 >

教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。

ただし、夏季（8月13日～8月15日）、年末年始（12月29日から1月3日）、春期（3月29日～3月31日）及び祝祭日は休園となります。

8 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします

(1) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間< 2号認定・3号認定 >最大11時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合
7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

延長保育利用料金 30分 ¥200

（上限請求金額 1ヶ月 ¥2,900）

(2) 保育短時間認定に係る教育・保育時間< 2号認定・3号認定 >最大8時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

延長保育利用料金 1時間 ¥300

（上限なし）

(3) 教育標準時間< 1号認定 > 概ね4時間程度

9時前から13時までとします。ただし、9時前もしくは、13時を超えて保育を必要とされる場合は、延長保育を利用することもできますのでご相談下さい。別途利用料金が必要となります。

延長保育利用料金 30分 ¥200

（上限請求金額 1ヶ月 ¥2,900）

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は一富士フードサービス株式会社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。（行事で行わない場合もあります。）

児童の年齢に応じ、以下の時間に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9：20～9：50	11：00～12：00	15：00～15：30	
1歳児	9：20～9：50	11：00～12：00	15：00～15：30	
2歳児	9：20～9：50	11：00～12：00	15：00～15：30	
3歳児		11：30～12：30	15：00～15：30	午後間食は 1号認定は延長 保育利用者のみ
4歳児		11：30～12：30	15：00～15：30	
5歳児		11：30～12：30	15：00～15：30	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応、食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

10 利用料金

保育の提供に要する実費に関わる利用者負担金等、別表に掲げる費用を負担していただきます。（9ページ別表）お支払い方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取り組み

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) ＜1号認定＞

支給認定を受けた保護者が本重要事項証明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) ＜2号・3号認定＞

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項証明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医（嘱託医）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人社団宏久会泉岡医院
医院長名又は医師名	泉岡利雄
所在地	大阪市都島区東野田町5丁目5番8号
電話番号	06-6922-0890

(2) 歯科

医療機関の名称	きたがき歯科医院
医院長名又は医師名	北垣 英俊
所在地	大阪市城東区蒲生2-3-29
電話番号	06-6934-4618

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・解決責任者 島本 敦子 ・窓口担当者 徳山 友香 ・ご利用時間 9 : 00 ~ 17 : 00 ・電話番号 06-6921-5515 - F A X 06-6921-5516 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	西尾 重則	監 事（西尾税理士事務所所長）
	芹原 文男	評議員（元中野連合町会長）

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に全員加入していただきます。

保険の種類	（独）日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済
保険金額	別紙同意書参照

* 詳しくは、別途配布する「災害共済給付制度への加入について」を御確認ください。

* 保育園ではA I G損害保険に加入しております。

賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	8人	12人	6人
1歳児	16人	17人	17人
2歳児	16人	18人	18人
3歳児	20人	20人	18人
4歳児	19人	19人	19人
5歳児	16人	19人	20人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況
第三者評価受審状況	実施予定
自己評価の実施状況	毎年度実施

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨
（適正運営をしていない等により勧告、命令等を受け、その旨を公表・公示され
た事実の有無）

（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対す る宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮くださ い。
入園時のしおり （別紙）	認定こども園のしおり、保健・衛生のしおり

別 表

教育、保育のかかる実費分として、以下の金額を徴収します。
 ＜業者から保護者への徴収について＞

項 目	金 額・内 訳
制服・体操服上下・帽子代	(0歳児から) カラー帽子 930 円, (2歳児から) 半袖 3,450 円、長袖 4,570 円 半ズボン 2,660 円、長ズボン 4,370 円
その他	(0歳児から) ナイロンバッグ 520 円 (2歳児から) 通園ランドセル<園章付き> 6,100 円 あそび着 3,220 円 防災クッション 2,640 円 (3歳児から) 上靴 2,510 円
用品代	(0歳児から) 乳児連絡ノート 660 円 クレヨン 1,056 円 自由画帳 350 円 名札 160 円 (2歳児から) マーカー680 円 パステル 560 円 粘土 520 円 他 (3歳児から) なわとび 490 円 色鉛筆 1,012 円 はさみ 520 円他
写真代	園が紹介する写真業者から直接購入いただきます。※随時実費
サブスクリプション代 (利用者のみ)	園が紹介する業者から個人契約して頂きます。 紙おむつ利用の場合 月々2,290 円 エプロン (540 円) おしぼり (600 円) 利用の場合 月々1,140 円 紙おむつ・エプロン・おしぼり利用の場合 月々3,430 円

入園時におけるおおむねの購入費用

0歳児から1歳児 3,676 円 2歳児 31,390 円 3歳児から5歳児 35,262 円

＜園から保護者への徴収について＞ 銀行口座からの振替になります。

園外保育交通費	3,710 円	園外保育の電車・バス料金 入場料他 (令和6年度実績)
5歳児 お楽しみ会	約 2,970 円	バス料金 入場料他 (令和6年度実績)
5歳児 芸術鑑賞会	約 1,026 円	電車、鑑賞料 (令和6年度実績)
絵本代	410～550 円 /月	0～5歳児
布団リース代	1,250 円/月	0～4歳児
保険代	240 円/年	日本スポーツ振興センター 災害共済掛け金
アルバム代	約 5,500 円	5歳児のみ
給食主食費	2,000 円/月	3～5歳児 (1号認定、2号認定)
給食副食費	4,800 円/月	3～5歳児 (1号認定、2号認定)

延長保育料	随時実費	1号認定 教育標準時間 200 円/30 分 (上限請求金額 1 ヶ月 ¥2,900) 2号3号認定 保育標準時間 200 円/30 分 (上限請求金額 1 ヶ月 ¥2,900) 保育短時間 300 円/ 1 時間
-------	------	--